

令和 6 年の犯罪情勢

令和 7 年 2 月
警察庁長官官房

目次

1	情勢	
(1)	犯罪情勢の分析に当たっての考え方	1
(2)	指標ごとの分析	
ア	刑法犯	2
イ	詐欺	8
ウ	サイバー空間をめぐる事案	10
エ	人身安全関連事案	14
オ	体感治安	16
(3)	犯罪情勢の総括	16
2	今後の取組	17

1 情勢

(1) 犯罪情勢の分析に当たっての考え方

令和6年の犯罪情勢の分析に当たっては、サイバー空間や先端技術の利用の拡大、人口構造の変化等、目まぐるしく変化する国内外の情勢を踏まえて、以下のとおり指標の選定を行った。

まず、犯罪の発生状況の大勢を把握するため、第一の指標として、刑法犯認知件数及びそのうち前年からの変動や傾向の変化がみられるものを取り上げ、そのうち特異な被害の拡大がみられる詐欺を第二の指標として取り上げる。

次に、第三の指標として、科学技術の急速な発展により国民生活の利便性が向上する裏側で、当該技術を悪用して敢行され、被害が拡大しているサイバー空間をめぐる事案を取り上げる。

さらに、第四の指標として、情報通信技術の進展等を背景としたコミュニケーション手段の変化や対人関係の多様化等により、被害の実態がつかみづらく、潜在化しやすい一方で、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きい人身安全関連事案¹を取り上げる。

このほか、国民の治安に関する認識を把握するために、令和6年10月に警察庁において実施した「治安に関するアンケート調査」²の実施結果について取り上げる。

¹ ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案や児童虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案。

² 全国の15歳以上の男女5,000人を対象に、年代別・性別・都道府県別の回答者数の割合が令和2年国勢調査の結果に準じたものとなるようインターネットを通じて実施したもの。

(2) 指標ごとの分析

ア 刑法犯

刑法犯認知件数の総数については、平成 15 年から令和 3 年まで一貫して減少してきたところ、令和 6 年は 73 万 7,679 件と、戦後最少となった令和 3 年から 3 年連続で前年を上回った（前年比 4.9%増加）（図 1）。



図 1 刑法犯の認知件数の推移

また、人口千人当たりの刑法犯認知件数³については 5.9 件と、刑法犯認知件数の総数と同様に、戦後最少となった令和 3 年から 3 年連続で前年を上回った（図 2）。

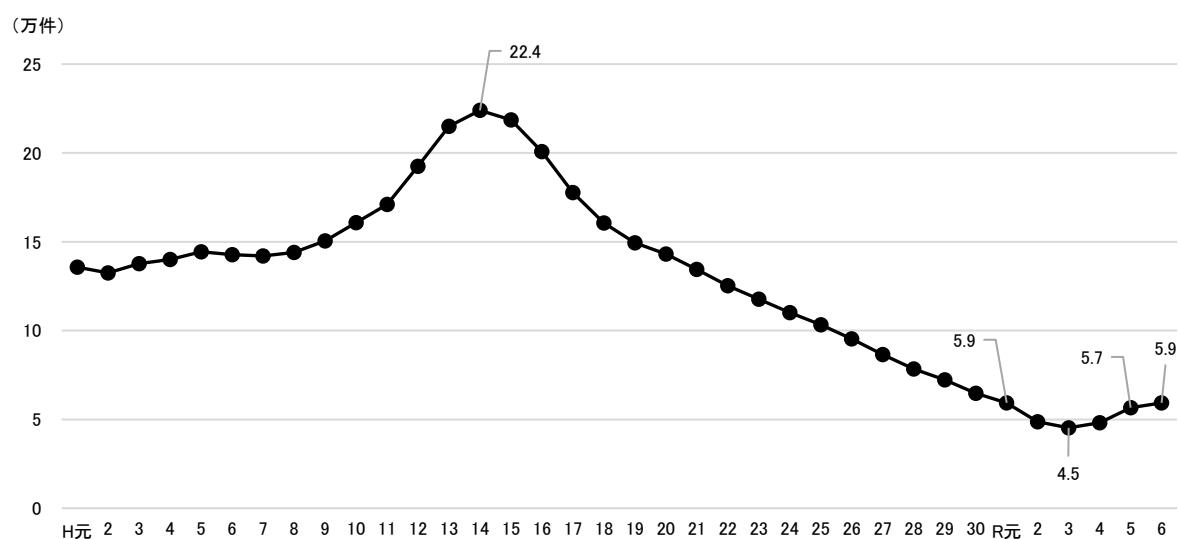


図 2 人口千人当たりの刑法犯の認知件数の推移

³ 人口は、総務省人口推計又は国勢調査人口による各年 10 月 1 日現在の総人口。ただし、令和 6 年は令和 5 年 10 月 1 日現在の人口。

認知件数の内訳を見ると、総数に占める割合が大きい窃盗犯が50万1,507件（前年比3.7%増加）と総数の増加に大きく寄与しているほか、風俗犯が1万8,465件（前年比56.8%増加）、凶悪犯が7,034件（前年比22.3%増加）、知能犯が6万1,986件（前年比23.9%増加）とそれぞれ大きく増加している（図3）。

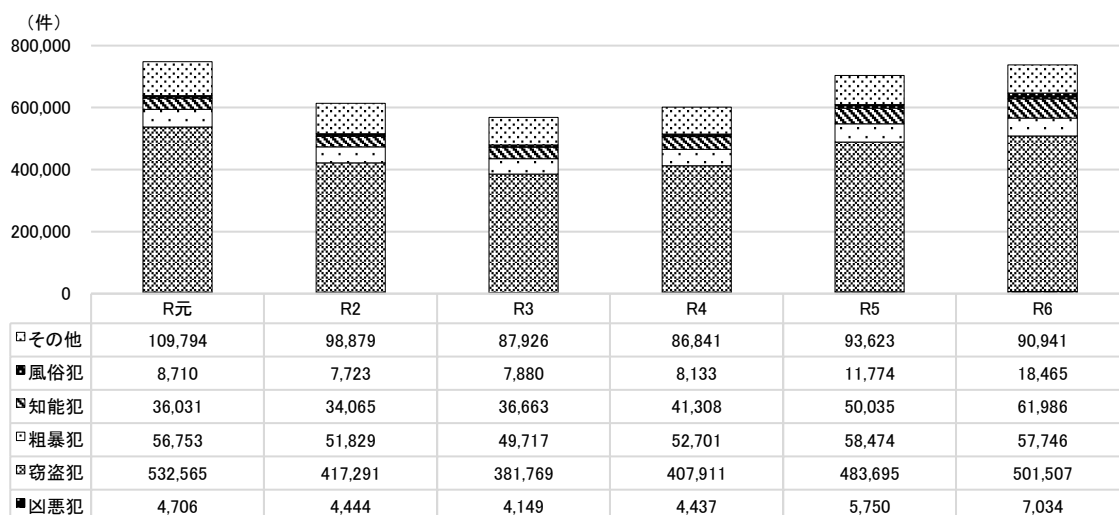


図3 刑法犯認知件数の包括罪種別推移

窃盗犯については、自転車盗（17万4,020件、前年比6.0%増加）及び万引き（9万8,292件、前年比5.5%増加）が大きく増加した（図4）。また、金属盗⁴についても統計をとり始めた令和2年以降増加傾向にあり、令和6年は2万701件（前年比27.2%増加）となった（図5）。

近年、組織的・広域的に金属盗や自動車盗、万引きが敢行され、盗品が海外へ不正に輸出されるなどの組織的窃盗・盗品流通事犯が発生しており、例えば、太陽光発電施設内の銅線ケーブルが大量に窃取され、これらの犯罪収益が不法滞在外国人等による匿名・流動型犯罪グループの資金源になっているなど、治安上の大きな課題となっている。

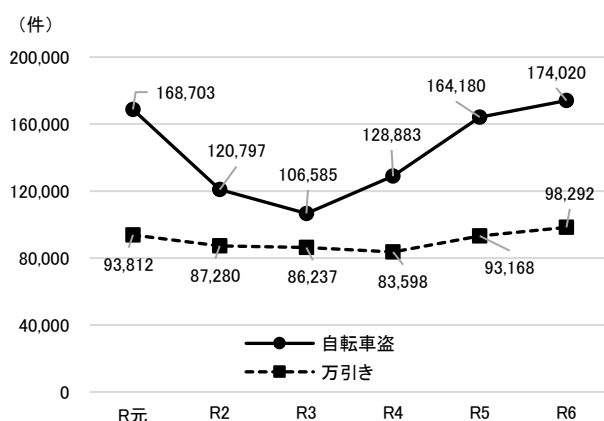


図4 自転車盗及び万引きの認知件数の推移

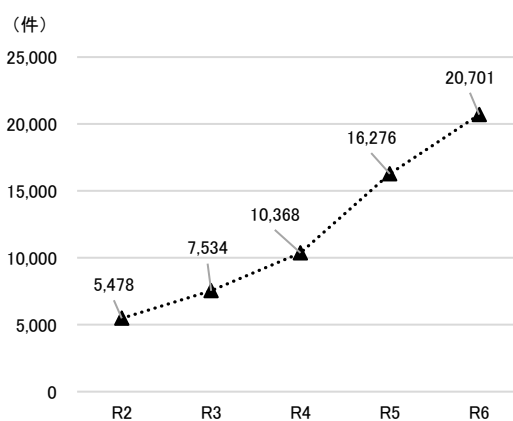


図5 金属盗の認知件数の推移

⁴ 被害品が金属類（銅板、銅線、溝蓋・マンホール等）に係る窃盗。

また、風俗犯⁵については性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和 5 年法律第 67 号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）違反（8,436 件、前年比 232.4%増加）及び不同意わいせつ（6,992 件、前年比 14.7%増加）が、凶悪犯⁶については不同意性交等（3,936 件、前年比 45.2%増加）がそれぞれ大きく増加⁷しているところ、これらについては、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号。以下「改正刑法」という。）及び性的姿態撮影等処罰法により性犯罪に対処するための刑事法が整備されたことや、政府として性犯罪の被害申告・相談をしやすい環境の整備を強力に推進⁸してきたこともあいまって、認知件数が増加したものと推認される（図 6）。

なお、不同意わいせつ及び不同意性交等について、男性被害者の数が増加している（不同意わいせつは 363 人で前年同期比 41.8%増加、不同意性交等は 156 人で前年同期比 56.0%増加）。

さらに、知能犯⁹については詐欺が大きく増加している（後記イ参照）。

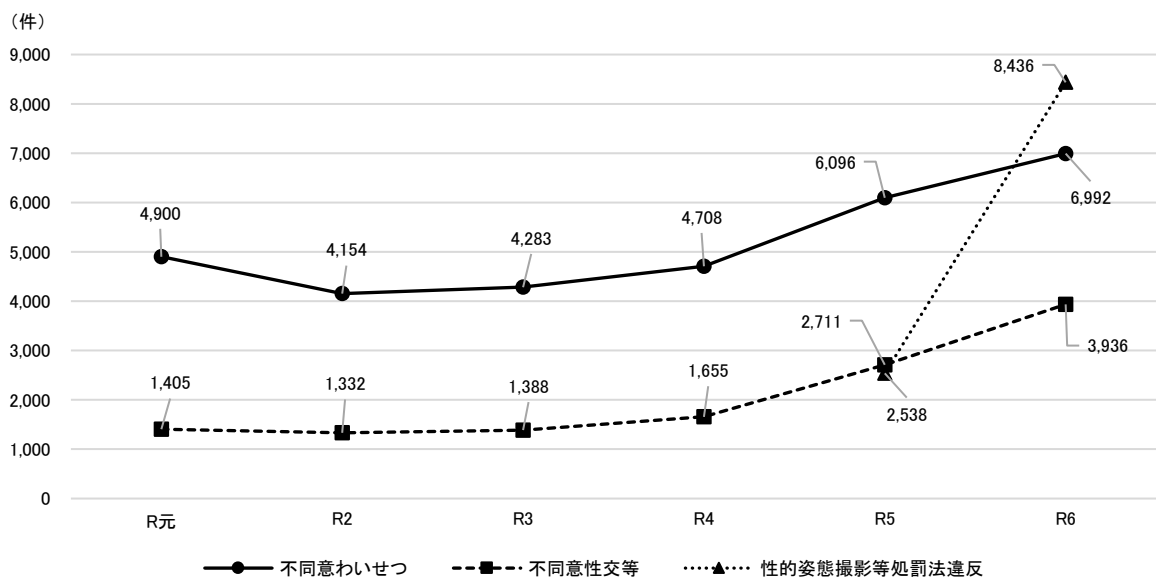


図 6 不同意わいせつ、不同意性交等及び性的姿態撮影等処罰法違反の認知件数の推移

⁵ 賭博、不同意わいせつ、公然わいせつ、性的姿態撮影等処罰法違反、わいせつ物頒布等及び十六歳未満の者に対する面会要求等。

⁶ 殺人、強盗、放火及び不同意性交等。

⁷ 不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和 5 年 7 月 12 日以前は強制性交等及び強制わいせつであり、単純に令和 5 年以前とその件数を比較できない点については留意する必要がある。

⁸ 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和 2 年 6 月 11 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）及び「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」（令和 5 年 3 月 30 日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）。

⁹ 詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法及び背任。なお、粗暴犯は凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝。

重要犯罪¹⁰の認知件数について、令和6年は1万4,614件と、前年比で18.1%増加となった(図7¹¹)。その内訳を見ると、前記のとおり不同意わいせつ及び不同意性交等が大きく増加しているほか、殺人、略取誘拐及び強盗がいずれも前年比で増加となった。殺人については、被疑者と被害者との関係としてこれまでも大きな割合を占めていた親族間での発生が増加の主な要因となっているほか、略取誘拐については、わいせつ目的の事案及び未成年者を対象とした事案が、強盗については、路上強盗がそれぞれ増加の主な要因となっている。

また、SNS等で実行犯を募集する手口による強盗等が関東を中心に相次いで発生しており、こうした事犯についても匿名・流動型犯罪グループの関与が認められる。このような犯罪実行者募集情報に応募した者は、個人情報掌握られ、自身や家族への危害のおそれから離脱が困難となる実態があるところ、警察庁は令和6年10月、犯罪実行者募集情報の応募者やその家族等を保護すると呼びかけて警察への相談を促す動画を公開し、12月末までに全国で181件の保護措置を実施した。

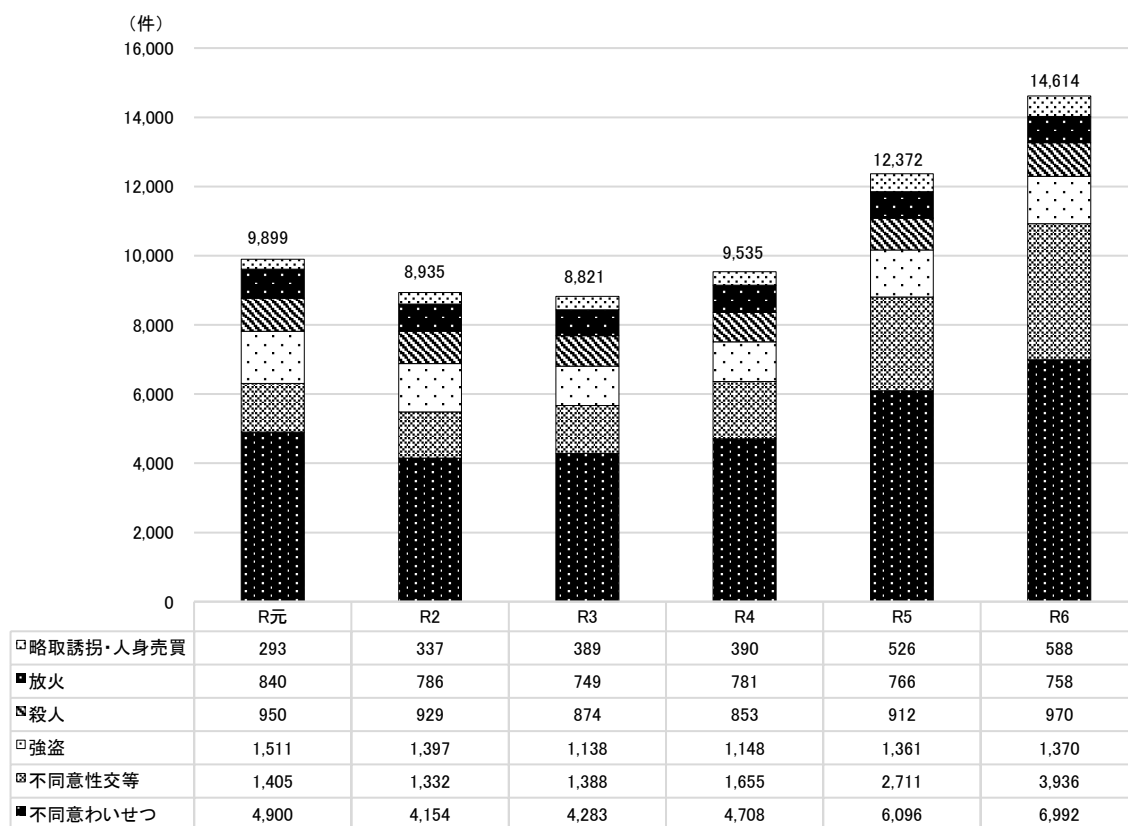


図7 重要犯罪の認知件数の推移

¹⁰ 殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつ。

¹¹ 図7中、「略取誘拐・人身売買」の数値については、全て略取誘拐の数値であり、令和元年以降人身売買は認知していない。

街頭犯罪¹²の認知件数について、令和6年は25万5,247件と、前年比で4.6%増加した（図8）。その内訳を見ると、総数に占める割合が大きい自転車盗が前記のとおり大きく増加している。また、侵入犯罪¹³については5万3,568件と、前年比で3.1%減少し、このうち侵入強盗、侵入盗及び住居侵入のいずれも前年比減少となっている。

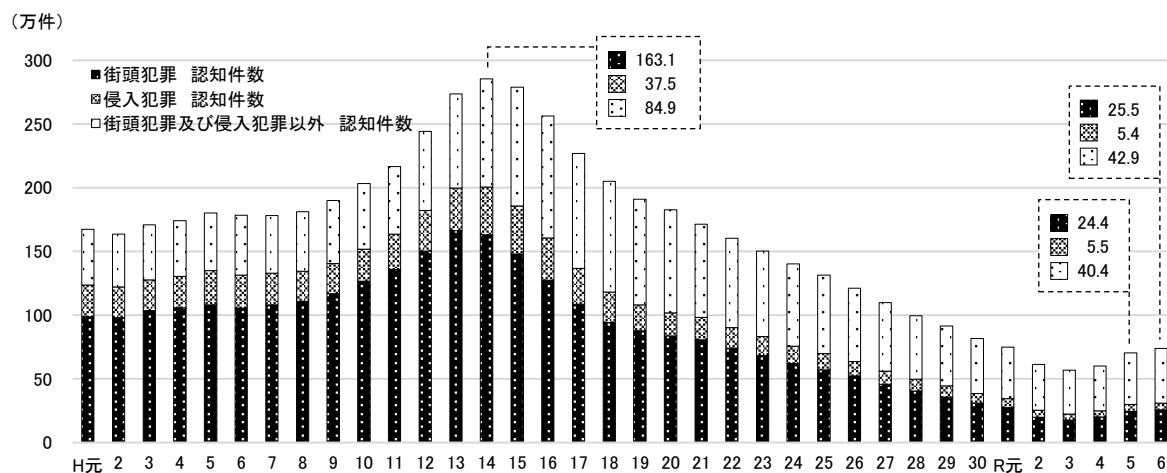


図8 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数の推移

刑法犯の検挙件数については、検挙件数は28万7,273件、検挙人員は19万1,826人と、共に前年（26万9,550件、18万3,269人）を上回り（それぞれ前年比6.6%、4.7%増加）、刑法犯の検挙率は38.9%と増加した（前年比0.6ポイント増加）（図9）。

また、重要犯罪の検挙率は86.5%、重要窃盗犯の検挙率は55.7%と、いずれも前年を上回った（それぞれ前年比4.7ポイント、4.3ポイント増加）。

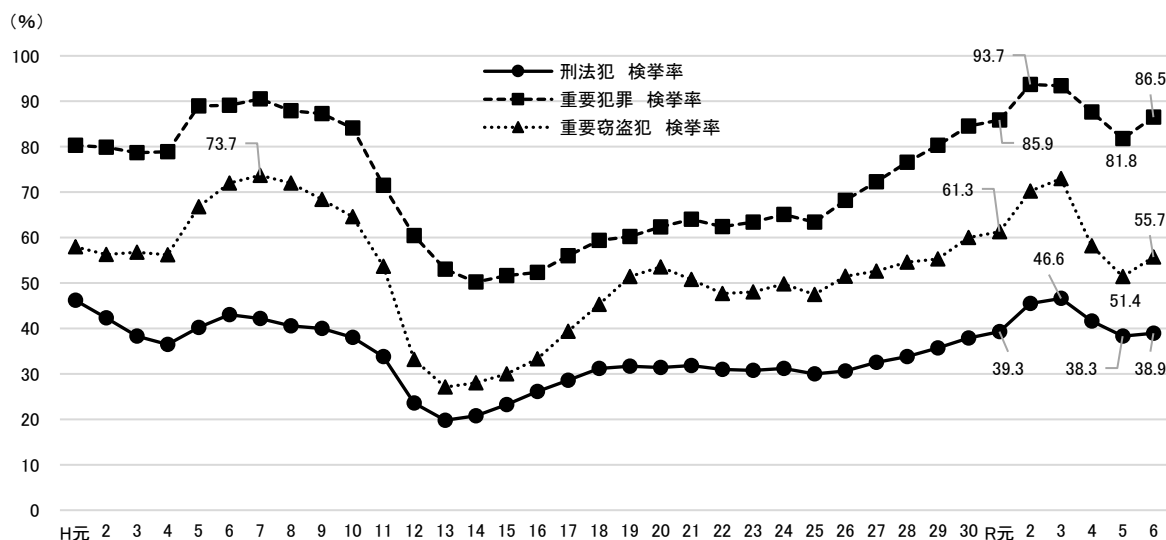


図9 刑法犯・重要犯罪・重要窃盗犯の検挙率の推移

¹² 路上強盗、ひったくり、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいのほか、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐・人身売買、暴行、傷害及び恐喝のうち街頭で行われたもの。

¹³ 侵入強盗、侵入盗、住居侵入。

人口千人当たりの検挙人員は1.7人と、前年からほぼ横ばいである一方、少年人口千人当たりの少年検挙人員は3.3人と、3年連続で増加となった（図10）。

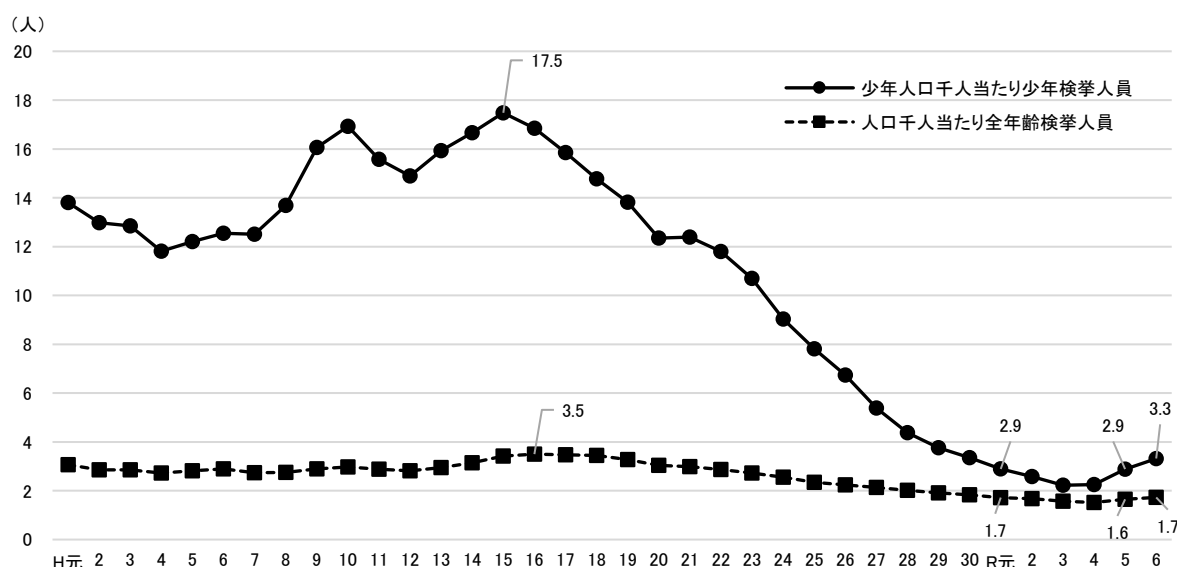


図10 人口千人当たりの刑法犯の検挙人員の推移

刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の内訳を見ると、全ての罪種において前年を上回った（図11）。このうち、凶悪犯については不同意性交等（286人、前年比49.7%増加）及び強盗（467人、前年比41.9%増加）、粗暴犯については暴行（1,052人、前年比20.2%増加）及び傷害（2,282人、前年比10.9%増加）、窃盗犯についてはオートバイ盗（1,167人、前年比37.6%増加）、自転車盗（2,608人、前年比10.9%増加）及び万引き（4,999人、前年比11.0%増加）、知能犯については詐欺（769人、前年比6.4%増加）、風俗犯については性的姿態撮影等処罰法違反（638人、前年比474.8%増加）の増加がそれぞれの罪種における少年検挙人員の増加に大きく影響している。

なお、強盗の少年検挙人員については、手口別にみると路上強盗の増加が強盗全体の検挙人員の増加に大きく影響している。また、年齢別にみると各年齢が増加しているが、特に16・17歳が大きく増加している。

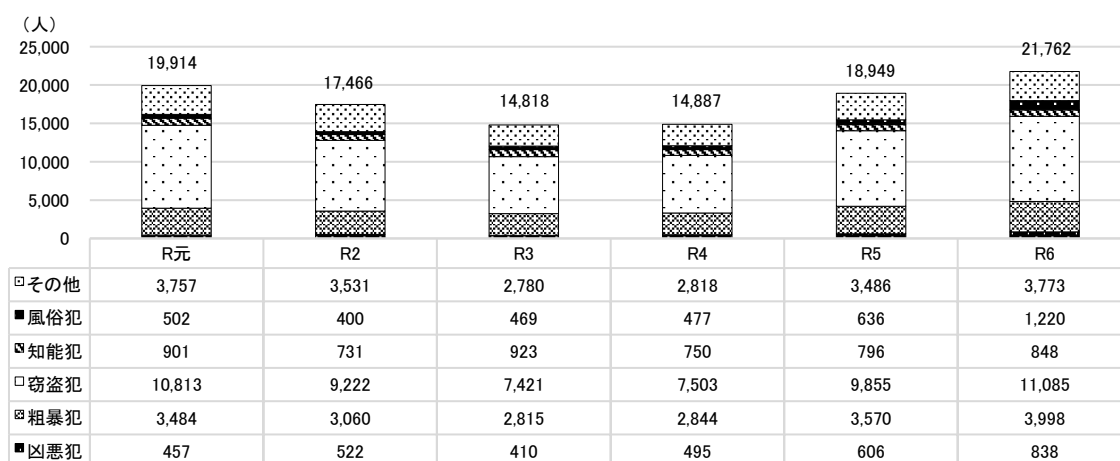


図11 少年における刑法犯検挙人員の推移（包括罪種別）

イ 詐欺

財産犯¹⁴の被害額については、約 4,021 億円と前年比で 59.6%増加し、平成元年以来最も高かった平成 14 年の水準を大きく上回った（図 12）。その内訳を見ると、詐欺による被害額が約 3,075 億円と前年比で大きく増加（89.1%増加）している。

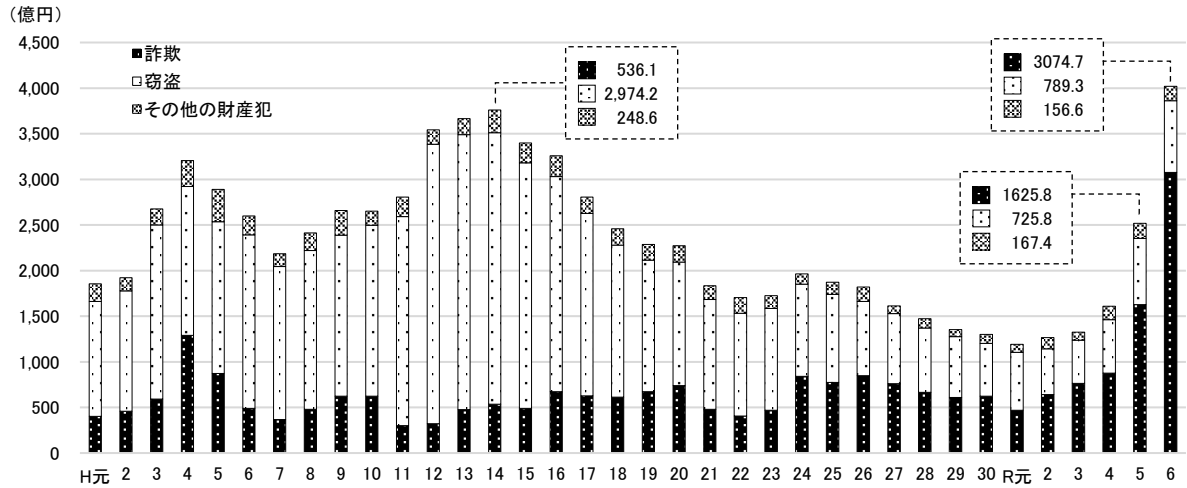


図 12 財産犯の被害額の推移

詐欺の認知件数について、令和 6 年は前年比で 24.6%増加して 5 万 7,324 件となっており（図 13）、詐欺における一被害当たりの被害額が高額化している実態が認められる。また、詐欺の犯行動機としては、「生活困窮」が占める割合が最も大きく（39.9%）、その割合は増加傾向にある（前年比 0.7 ポイント増加）（図 14）。

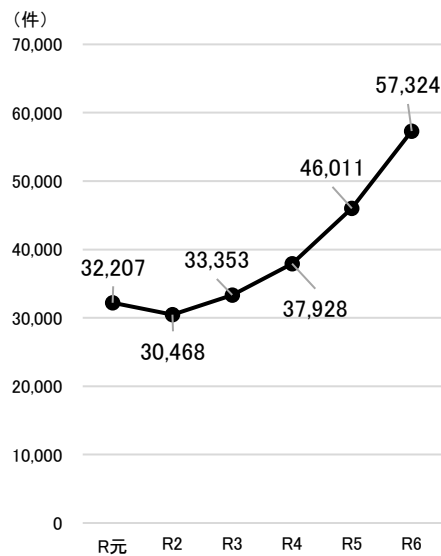


図 13 詐欺の認知件数の推移

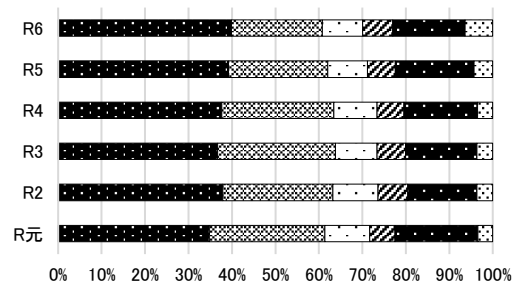


図 14 詐欺の動機・原因

¹⁴ 強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領。

特殊詐欺の認知件数は2万1,043件¹⁵、被害額は約719億円¹⁶と、いずれも前年比で増加（それぞれ前年比10.5%、58.8%増加）し、被害額が過去最多となった平成26年を大きく上回るなど、厳しい情勢が続いており（図15、図16）、犯行手口別に見るとオレオレ詐欺¹⁷の認知件数は6,752件、被害額は約458億円と大きく増加している（それぞれ前年比で70.7%、243.4%増加）。また、SNSを使用した非対面型の投資詐欺やロマンス詐欺（以下「SNS型投資・ロマンス詐欺」という。）¹⁸の被害が急増しており、令和6年は1万237件、被害額は約1,272億円と、それぞれ前年比で166.2%、179.4%の増加となった。

特殊詐欺については、事件の背後にいる暴力団や匿名・流動型犯罪グループが、資金の供給、実行犯の周旋、犯行ツールの提供等を行い、犯行の分業化と匿名化を図った上で、組織的に敢行している実態にあるほか、SNS型投資・ロマンス詐欺についても匿名・流動型犯罪グループの関与が認められる。

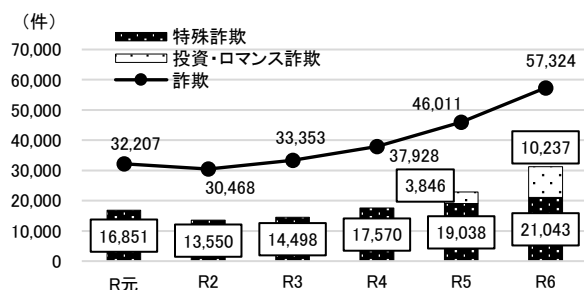


図15 詐欺の認知件数の推移

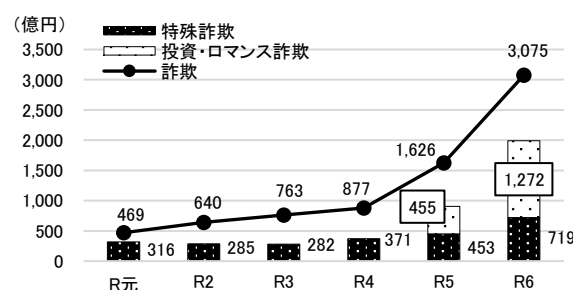


図16 詐欺の被害額の推移

令和6年における詐欺の検挙件数は1万6,175件（前年比3.0%減少）、検挙人員は9,025人（前年比7.5%減少）と、共に前年を下回った（図17、図18）。特殊詐欺の検挙件数¹⁹は6,576件（前年比8.8%減少）、検挙人員は2,274人（前年比7.4%減少）となったほか、SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数²⁰は262件、検挙人員は129人となった。

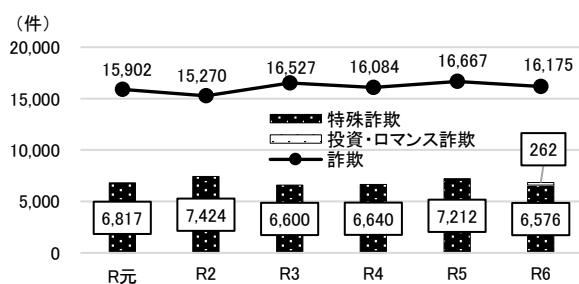


図17 詐欺の検挙件数の推移

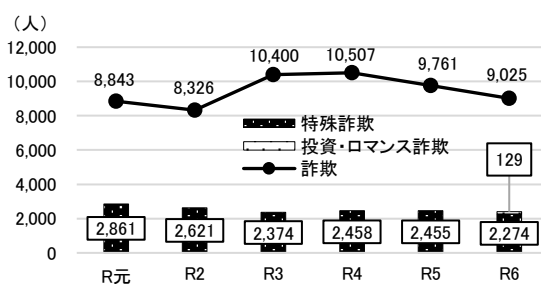


図18 詐欺の検挙人員の推移

¹⁵ 特殊詐欺の認知件数には、窃盗1,385件、恐喝3件が含まれる。

¹⁶ 特殊詐欺の被害額には、窃盗約3,278万円、恐喝約397万円のほか、キャッシュカード等を使用しATMから引き出された約50億円が含まれる。

¹⁷ 親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起した事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る（脅し取る）もの。

¹⁸ SNS型投資詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。）をいう。また、SNS型ロマンス詐欺とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情や親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺をいう。

¹⁹ 特殊詐欺の検挙件数・検挙人員には、窃盗1,469件・373人、組織的犯罪処罰法違反254人が含まれる。

²⁰ SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙件数・検挙人員には、組織的犯罪処罰法違反62件・29人が含まれる。

ウ サイバー空間をめぐる事案

(7) 違法・有害情報

インターネット上には、児童ポルノ等の違法情報、犯罪を誘発するような重要犯罪密接関連情報²¹や自殺誘引等情報（以下「違法・有害情報」という。）が存在する。特に、近年SNS上には、重要犯罪密接関連情報のうち、匿名・流動型犯罪グループ等による犯罪の実行者を直接的かつ明示的に誘引等（募集）する情報（犯罪実行者募集情報）が氾濫しており、応募者らにより実際に強盗や特殊詐欺等の犯罪が敢行されるなど、深刻な治安上の脅威となっている。

警察庁では、インターネット利用者等から違法・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報、サイト管理者等への削除依頼等を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）を事業委託するとともに、重要犯罪密接関連情報及び自殺誘引等情報を収集し、IHCに通報するサイバーパトロールセンター（CPC）を事業委託している。

令和6年におけるIHCの受理件数のうち、運用ガイドラインに基づいて546,941件を分析した結果、違法情報を66,834件、重要犯罪密接関連情報を14,149件、自殺誘引等情報を6,582件と判断した（図19）。

重要犯罪密接関連情報のうち、令和6年中にIHCの運用ガイドラインに基づき犯罪実行者募集情報と判断された情報は13,852件となり、9,234件（削除依頼を行う前に削除されたものを除く。）についてサイト管理者等に削除依頼を行った結果、7,860件が削除に至った。

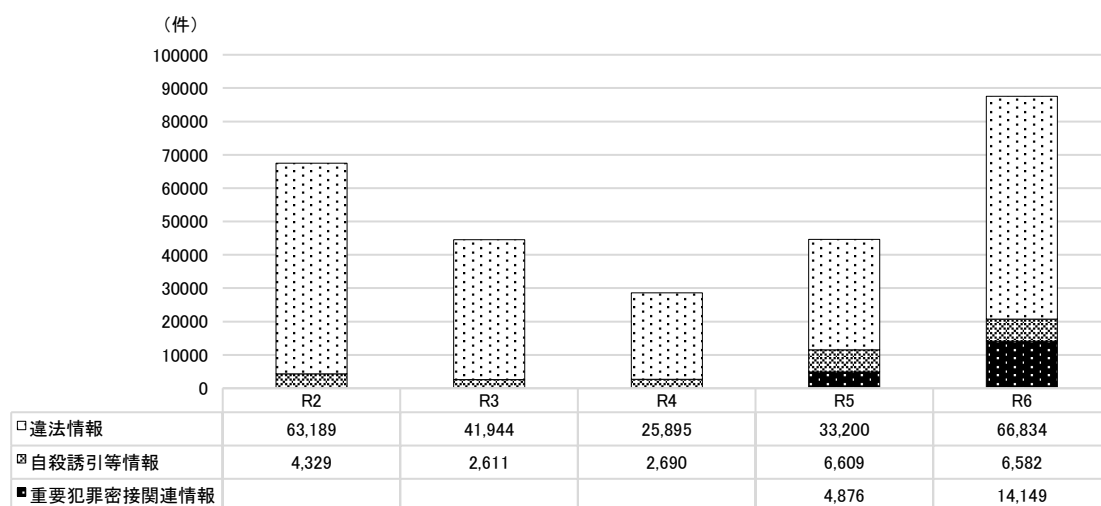


図19 違法・有害情報の分析件数の推移

²¹ インターネット上に流通することによって、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪又は重要犯罪に発展する危険性がある犯罪と密接に関連している次の情報 ①拳銃等の譲渡等、②爆発物・銃砲等の製造、③殺人等（殺人、強盗、不同意性交等、放火、誘拐、傷害、逮捕・監禁、脅迫）、④臓器売買、⑤人身売買、⑥硫化水素ガスの製造、⑦ストーカー行為等、⑧犯罪実行者募集情報（令和5年9月、重要犯罪密接関連情報の範囲に追加）

(イ) サイバー事案²²

ランサムウェア²³によるサイバー攻撃の被害は、依然として深刻な状況にある。令和6年6月、出版大手企業のサーバがランサムウェアを含む大規模な攻撃を受け、調査・復旧費用等として20億円を超える損失を計上する見込みであることを発表したほか、令和6年中に警察庁に報告された企業・団体等におけるランサムウェアによる被害件数が222件と、高水準で推移している（図20）。

世界中の企業や政府機関等に被害を与えてきたランサムウェアグループ「P h o b o s」について、日本を含む関係各国の捜査機関が連携して捜査を行い、本年11月、米国FBIがその運営者であるロシア人被疑者を検挙した。この事案ではサイバー特別捜査部が被疑者を独自捜査により特定し、当該情報を関係国捜査機関に提供した。

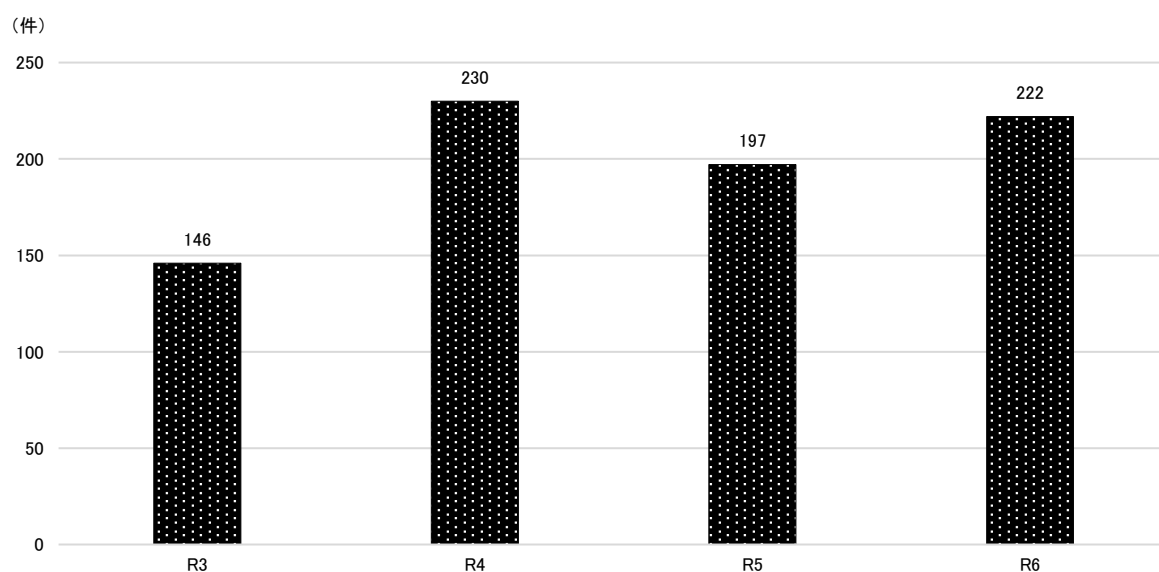


図20 企業・団体等におけるランサムウェア被害の報告件数

²² サイバーセキュリティが害されることその他情報技術を用いた不正な行為により生ずる個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある事案。

²³ 感染すると端末等に保存されているデータを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを復号する対価（金銭又は暗号資産）を要求する不正プログラム。

フィッシング²⁴はインターネットバンキングに係る不正送金やクレジットカードの不正利用に使われているところ、令和6年におけるフィッシング報告件数は171万8,036件となり、前年比43.6%増加となった（図21）²⁵。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、令和6年は発生件数が4,369件、被害総額は約86億9,000万円となり、前年からは減少（それぞれ前年比で21.7%、0.5%減少）したものの、依然として高い水準で推移している（図22）。また、クレジットカードの不正利用事犯についても、被害額が高水準で推移している（令和6年は555.0億円、前年比2.6%増加）（図23）²⁶。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯やクレジットカードの不正利用事犯の中には、匿名・流動型犯罪グループが関与する事例も確認されている。

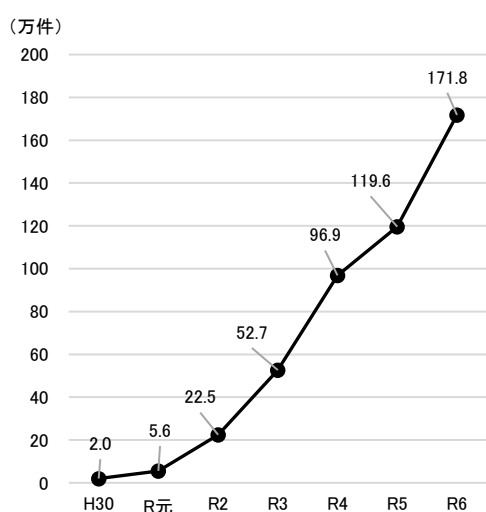


図21 フィッシング報告件数の推移

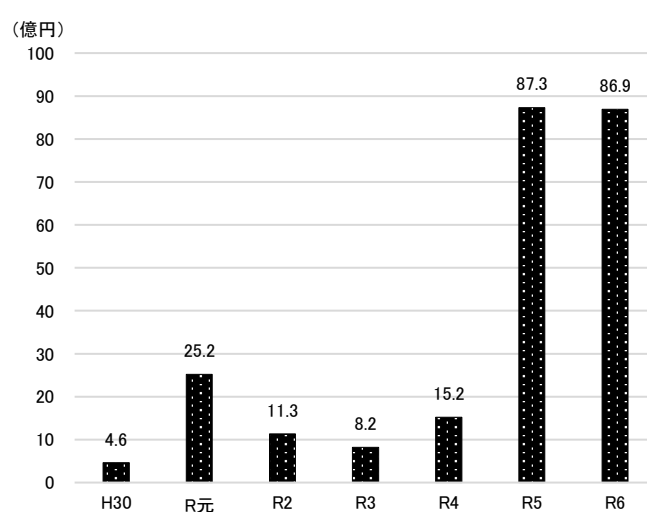


図22 インターネットバンキングに係る不正送金事犯の推移

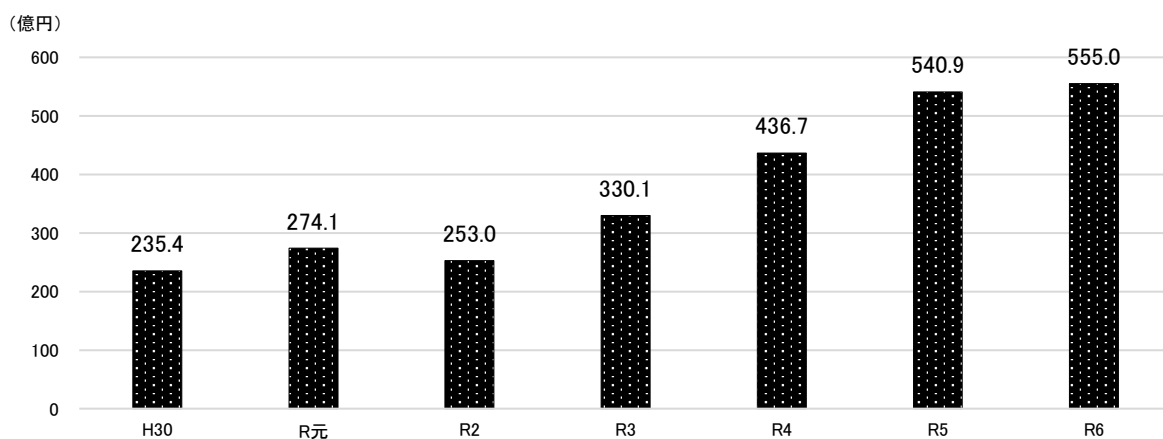


図23 クレジットカードの不正利用事犯の被害額の推移

²⁴ 実在する組織を装ってメールやSMSのリンクから偽のウェブサイト（フィッシングサイト）へ誘導し、同サイトでアカウント情報やクレジットカード番号等を不正に入手する手口。

²⁵ フィッシング報告件数については、フィッシング対策協議会の調査による。

²⁶ クレジットカードの不正利用事犯の被害額については、一般社団法人日本クレジット協会の調査による。

サイバー事案の検挙件数については、令和6年中は3,611件を検挙しており、前年比で20.2%の増加となった。その内訳を見ると、犯罪収益移転防止法違反²⁷が895件と、大きく増加した（前年比121.0%増加）（図24）。

また、令和6年における不正アクセス禁止法違反及びコンピュータ・電磁的記録対象犯罪²⁸の検挙件数は、それぞれ563件、1,155件であった（それぞれ前年比8.1%増加、15.5%増加）（図25）。

なお、近年、SNS上での特定の個人に対する誹謗中傷も社会問題化しており、令和6年中は487件をインターネット上での名誉棄損罪及び侮辱罪で検挙している（前年比11.7%増加）。また、サイバー特別捜査部と連携した捜査の結果、令和6年7月、石川県警察が能登半島地震に関して虚偽の救助要請を投稿した男を偽計業務妨害罪で逮捕した。

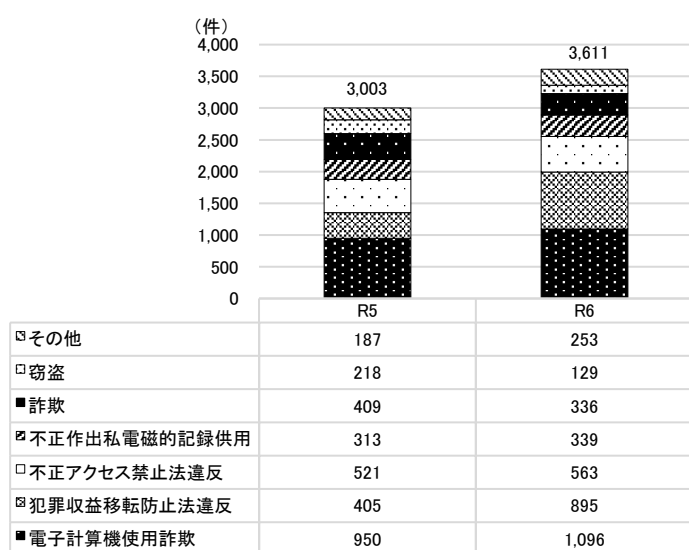


図24 サイバー事案の検挙状況

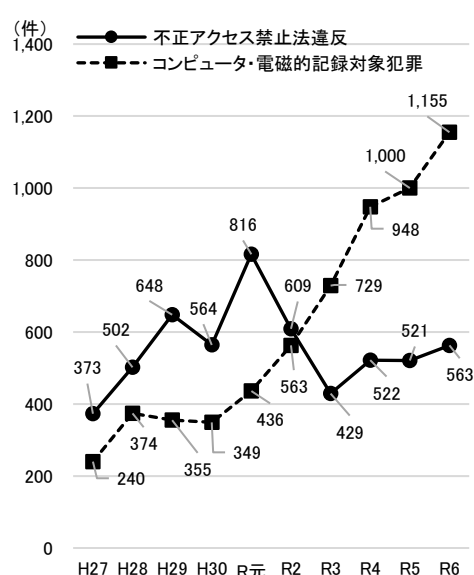


図25 不正アクセス禁止法違反等の検挙状況の推移

SNSに起因する事犯の被害児童²⁹数は1,486人（前年比10.8%減少）と、依然として高い水準にある（図26）。

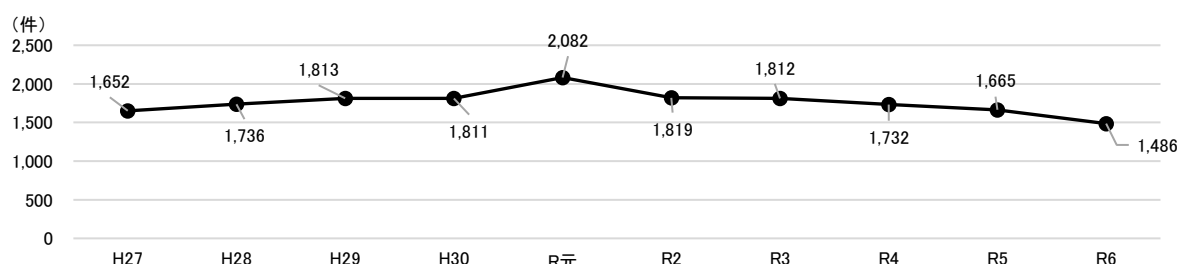


図26 SNSに起因する事犯の被害児童数

²⁷ 匿名性の高いツールを用いて銀行口座や暗号資産口座等の暗証番号等を有償で譲り渡す事案等。

²⁸ 刑法に規定されているコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪。

²⁹ 「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

エ 人身安全関連事案

ストーカー事案の相談等件数は 19,567 件（前年比 1.4%減少）と、依然として高い水準で推移している（図 27）。また、ストーカー事案の検挙件数についても、ストーカー規制法違反の検挙が 1,341 件、刑法犯等の検挙が 1,743 件（それぞれ前年比 24.1%増加、2.0%増加）と、依然として高い水準で推移している（図 28）。

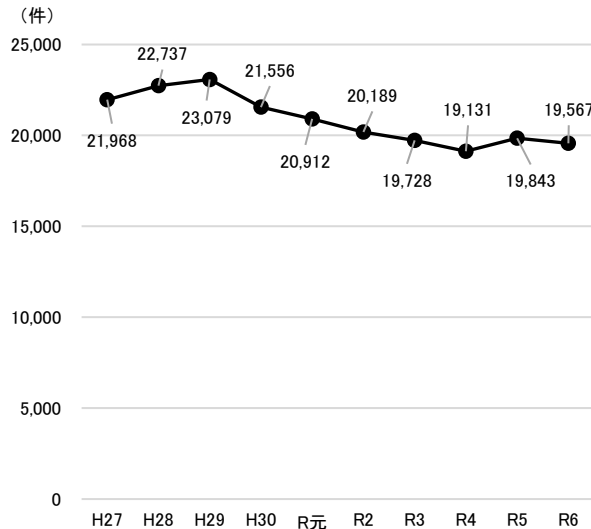


図 27 ストーカー事案の相談等件数

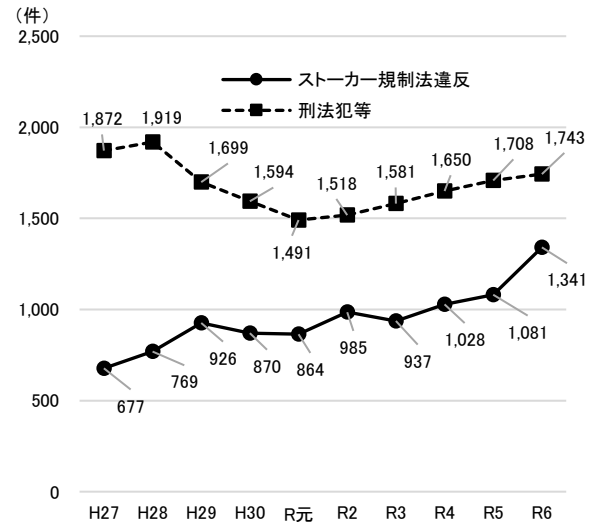


図 28 ストーカー事案の検挙件数

配偶者からの暴力事案等の相談等件は増加傾向にあり、令和 6 年は 94,937 件と、前年比で 7.1%増加し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の施行以降で最多となった（図 29）。

配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯等の検挙件数については 8,421 件（前年比 2.5%減少）と、依然として高い水準で推移している（図 30）

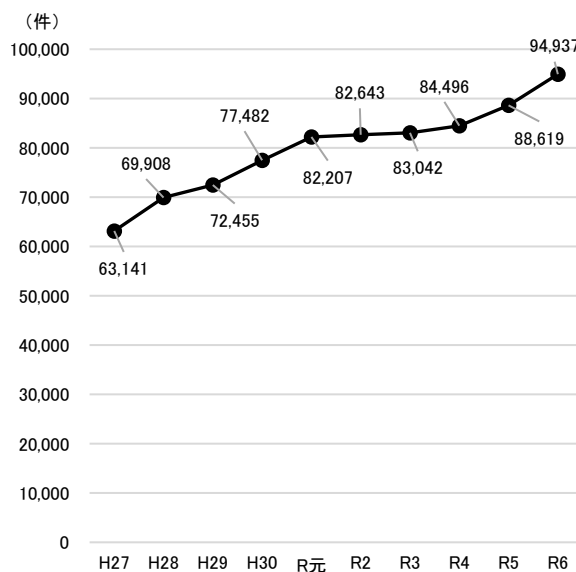


図 29 配偶者からの暴力事案等の相談等件数

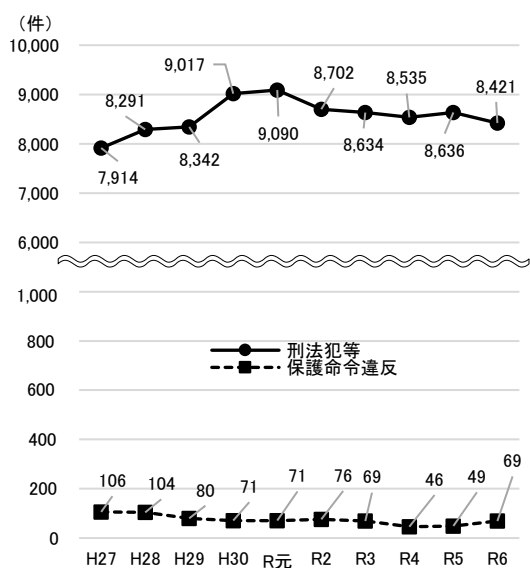


図 30 配偶者からの暴力事案等の検挙件数

令和6年中に児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は122,378人（前年比0.3%減少）と、過去最多であった前年より僅かに減少したが、依然として高い水準で推移している。また、その態様別では、心理的虐待が90,418人と全体の73.9%を占めている（図31）

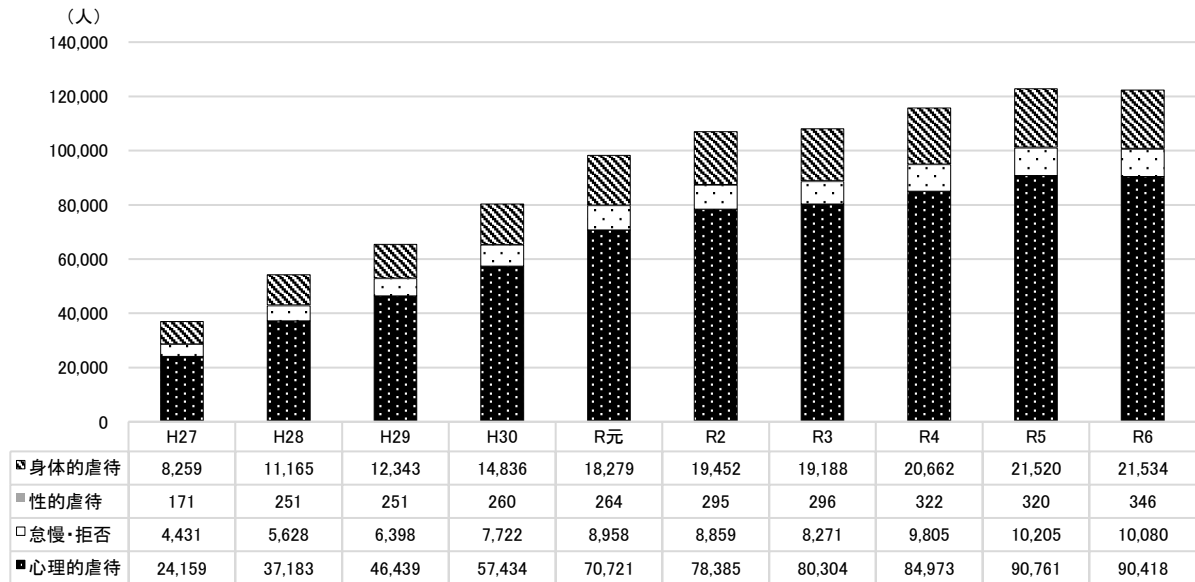


図31 児童虐待の通告児童数

児童虐待事件の検挙件数については、2,649件と、前年比11.1%増加し、過去最多となっており、その態様別では、身体的虐待が2,136件と全体の80.6%を占めている（図32）。

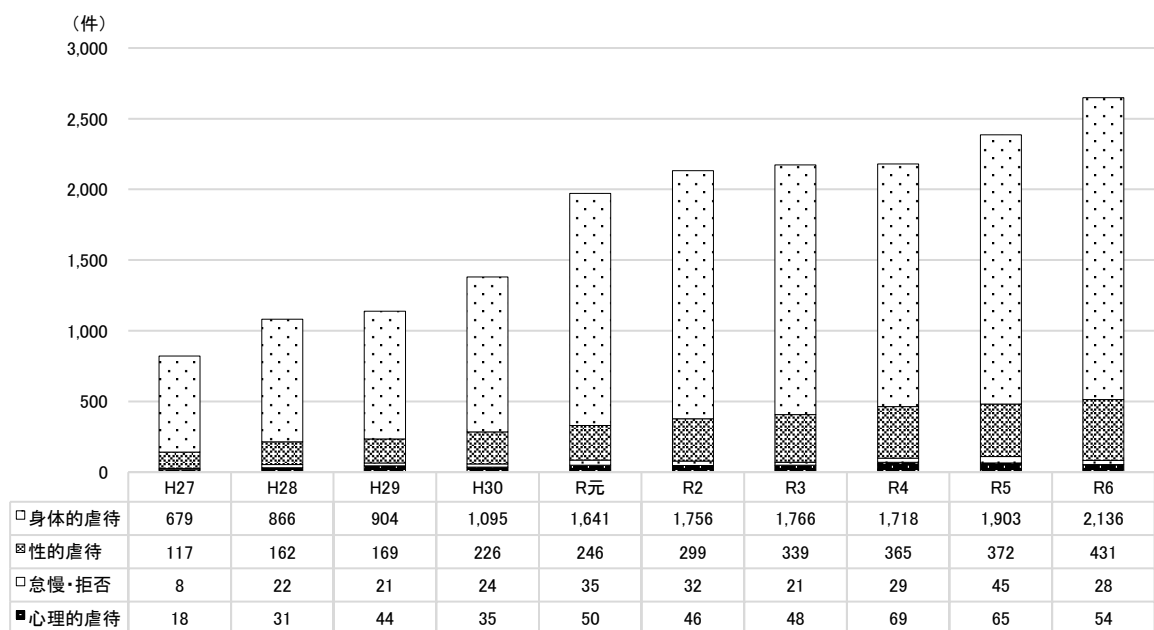


図32 児童虐待事件の検挙件数

オ 体感治安

前項までに述べたような指標からは捉えられない国民の治安に関する認識を把握するため、令和6年10月、警察庁において「治安に関するアンケート調査」を実施したところ、日本の治安について「よいと思う」旨回答した方は、全体の56.4%を占めた(図33)。その一方で、ここ10年間で日本の治安に関し、「悪くなったと思う」旨回答した方は全体の76.6%を占めた³⁰。

設問①「日本の治安はよい(安全で安心して暮らせる)と思いますか」(回答数:5,000人)

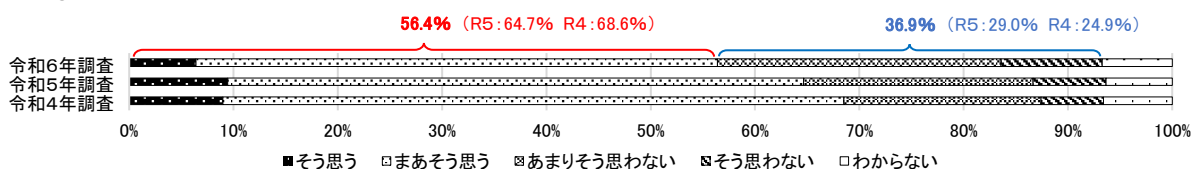


図33 治安に関するアンケート調査結果

(3) 犯罪情勢の総括

インターネット上の違法・有害情報、特にSNS上に氾濫する犯罪実行者募集情報が深刻な治安上の脅威となっており、令和6年8月以降、SNS等で実行犯を募集する手口による強盗等の凶悪な事件が相次いで発生したほか、SNS型投資・ロマンス詐欺についても認知件数、被害額が共に前年比で著しく増加し、さらにSNSに起因する事犯の被害児童数も高水準で推移しているなど、インターネット上で提供される技術・サービスを犯罪インフラとして活用して実行される犯罪について、極めて厳しい情勢となっている。

また、匿名・流動型犯罪グループが深く関与している特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、インターネットバンキングに係る不正送金事犯、クレジットカードの不正利用事犯の令和6年中の合計被害額が2千億円を超えており、匿名・流動型犯罪グループがこのような犯罪で得た収益を有力な資金源としているほか、犯罪によって獲得した資金を新たな資金獲得活動に充てるといった構造がみられ、治安上の課題となっている。

さらに、人身安全関連事案については、ストーカー事案の相談等件数が高水準で推移しているほか、配偶者からの暴力事案等の相談件数は増加傾向が続いており、さらに児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数が高い水準で推移しているなど、注視すべき状況にある。

以上を踏まえれば、我が国の犯罪情勢は、厳しい状況にあると認められる。

³⁰ 「悪くなったと思う」旨回答した方が、その要因として想起する犯罪については、「オレオレ詐欺や投資詐欺、ロマンス詐欺、フィッシング詐欺などの詐欺」、「不正アクセスなどによる個人情報の流出」及び「空き巣など住宅へのどろぼう」が多く挙げられた。特に「オレオレ詐欺や投資詐欺、ロマンス詐欺、フィッシング詐欺などの詐欺」については全体の69.0%を占めた。また、「悪くなったと思う」旨回答した方のうち、その理由として73.7%が「テレビや新聞で犯罪についての報道を見ることが増えたから」を、58.3%が「インターネットニュースで犯罪についての報道を見ることが増えたから」を挙げている。一方、自分や友人、知人、家族が「犯罪の被害に遭った、または遭いそうになったから」を挙げた方は14.2%となった。

2 今後の取組

国民の安全・安心を確保するため、警察としては、我が国の社会情勢等が大きく変化している中、警戒の空白が生じることを防ぎ、直面する様々な課題に的確に対処するため、総合的な対策を、引き続き強力に推進する。特に、令和6年8月以降、SNS等で実行犯を募集する手口による強盗事件等が関東を中心に相次いで発生したことを受けて、同年12月、犯罪対策閣僚会議で取りまとめられた「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」（以下「緊急対策」という。）に基づき、一層踏み込んだ対策を迅速かつ的確に講じる。また、これら強盗事件等を含め、匿名・流動型犯罪グループが、その匿名性、流動性を利用して、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗・盗品流通事犯、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等の現下の治安上の課題となっている事犯に深く関与している実態を踏まえ、これらの事犯の実態解明・取締り等に重点的に取り組むこととし、警察の部門や都道府県警察の垣根を越えて、警察の総力を挙げた戦略的な取組を推進する。

自転車盗等の街頭犯罪や万引きといった身近に存在する犯罪の抑止に向け、それぞれの地域における治安情勢等に応じ、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、各種取組を推進する。また、性犯罪に関しては、令和5年6月に公布された改正刑法及び性的姿態撮影等処罰法の内容、趣旨等を踏まえ、被害申告・相談しやすい環境の整備や、被害者の心情に配慮した適切な捜査をより一層推進する。さらに、少年犯罪に関しては、街頭補導活動や学校での広報啓発活動、少年の立ち直り支援活動等を通じて、非行少年を生まない社会づくりのための取組を推進する。

詐欺については、手口が急激に巧妙化しつつ多様化する中で、その変化のスピードに立ち後れることなく対処し、国民をその被害から守るため、令和6年6月、犯罪対策閣僚会議において決定された「国民を詐欺から守るための総合対策」及び緊急対策に基づき、詐欺手口の変化に応じ、地方公共団体、民間事業者等の協力を得ながら、各種施策を強力に推進する。また、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺について、その被疑者や犯行拠点の多くは首都圏をはじめとした大都市圏に所在しているものの、全国各地で被害が発生しているという実態を踏まえ、捜査範囲が広域にわたる捜査を全国警察が一体となって効率的に進めるため、令和6年4月、他の都道府県警察から依頼を受けて管轄区域内で行うべき捜査を遂行する「特殊詐欺連合捜査班（T A I T³¹）」を各都道府県警察に構築したところ、こうした捜査体制を活用し、広域的な捜査連携を強化する。

サイバー事案については、SNS等で実行犯を募集する手口による強盗等をはじめとした犯罪の実行者を募集する情報等がSNS上に氾濫していることを踏まえ、AI検索システムを活用したサイバーパトロールを行うなど、インターネット上の違法・有害情報の排除に向けた取組等を推進する。また、ランサムウェア等によるサイバー攻撃等の脅威に対して、令和6年4月に関東管区警察局サイバー特別捜査隊を発展的に改組して設置されたサイバー特別捜査部と都道府県警察とが一体となった捜査、実態解明等に取り組み、外国捜査機関等と連携した対処等を推進するとともに、脅威の深刻化に対応するための捜査・

³¹ Telecom scam Allied Investigation Team の略。

解析能力の高度化や事業者等と連携した被害防止対策を強力に推進する。

人身安全関連事案については、被害が潜在化しやすく、事態が急展開するおそれ大きいという特徴を踏まえ、関係機関と緊密に連携しつつ、被害者等の安全の確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙等による加害行為の防止や被害者等の保護措置等の取組を推進する。

これらの犯罪への対処を含め、その時々的情勢の変化に的確に対応するため、所属・部門を超えたリソースの重点化や能率的でメリハリのある組織運営を一層強力に推進することにより、警察機能を最大限に発揮し、国民の期待と信頼に応えていく。